

## 香芝市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年2月26日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 下村 佳史

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

### 第3 監査の対象

健康福祉部（社会福祉課）

### 第4 監査の実施期間

令和7年11月28日から令和7年12月25日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

- (1) 社会福祉法人等に対する補助金等の支出は、その公益性を鑑みた中において疑問を呈することはないが、補助金等の原資が税金であることを強く認識し、支出根拠及び支出金額の算出根拠を明確にした上で支出されたい。

- (2) 契約事務においては、契約書及び仕様書等の内容について正確性を期するための事務執行体制を整備されたい。特に委託契約全般については、慣例にとられることなく委託業務の実績確認等、支出命令に至るまでの書類において厳正に対応されたい。